

## NTT東日本伊豆病院 倫理委員会内規

制定 平成 29 年 11 月 17 日 東総人医伊病第 17-00013 号

東総人医伊第 17-00013 号  
平成 29 年 11 月 17 日

倫理委員会内規を以下のとおり定める。

### (設置の目的)

第 1 条 医療における倫理、患者の権利と責任、職業倫理等に関する課題等、病院長からの諮問事項について検討し、院長に答申する。

### (構成)

第 2 条 倫理委員会は、委員長、委員（NTT東日本伊豆病院に勤務する職員若干名）、院外第三者（必要に応じて）をもって構成し、具体的には病院長が決定する。なお、委員会の趣旨を踏まえ、病院長は構成員に含めない。

### (開催)

第 3 条 倫理委員会は、必要の都度、委員長が召集しその議長となる。

### (答申)

第 4 条 委員長は、審議の経過およびその結果を速やかに病院長に答申する。

### (事務局)

第 5 条 倫理委員会の事務局は、企画担当に置く。

2 事務局は議事録を作成する。

### (その他)

第 6 条 本内規の制定をもって、「NTT東日本伊豆病院倫理委員会規程」（2013 年 4 月施行）は廃止する。